

西脇市図書館雑誌有料広告掲載取扱要領

1 趣旨

この要領は、西脇市有料広告掲載事業実施規程（平成19年西脇市告示第9号。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、西脇市図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌の最新号の閲覧用カバーへの広告掲載について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 広告の範囲

広告は、規程第3条に定めるもののほか、西脇市（以下「市」という。）の広告媒体としての公共性、品位を損なうおそれがないものとする。

3 広告の規格等

広告の規格、掲載位置、掲載内容及び掲載方法は、次のとおりとする。

表面	規格	縦5センチメートル 横10センチメートル 黒色文字
	掲載位置	閲覧用カバーの下部より1センチメートルから4センチメートルまでの範囲の中央部分（雑誌の大きさにより調整する。）
	掲載内容	広告主名、所在地及び連絡先
裏面	閲覧用カバーの裏面に収まる大きさとする（雑誌の大きさにより調整する。）	
広告の掲載は、広告を印刷した紙面を雑誌と閲覧用カバーの間に差し込む方法により行う。		

4 広告掲載の期間

広告掲載の期間は、広告掲載を開始する月からその月の属する年度の3月末までとする。

5 広告の募集

広告の募集は、広報にしわき、西脇市ホームページ及び図書館内において行う。

6 広告掲載の申込み

広告掲載申込者は、図書館が作成した雑誌リストの中から広告掲載を希望する雑誌を選択の上、西脇市図書館雑誌有料広告掲載申込書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長に申し込むものとする。

(1) 会社概要等、業務の内容が分かるもの

(2) 版下原稿

7 広告掲載の決定等

市長は、前項の規定により広告掲載の申込みがあったときは、規程第6条の規定により広告掲載の可否を決定し、広告掲載申込者に書面により通知するものとする。この場合において、広告掲載が適当と認める申込みが同一の雑誌に複数あったときは、申込みを受け付けた順で広告掲載を決定するものとする。

8 広告掲載をした雑誌の配架位置

閲覧用カバーへの広告掲載をした雑誌の配架位置は、図書館が決定するものとする。

9 広告掲載料

広告掲載料は、広告掲載の期間において、広告主が選択した雑誌の購入に要する費用に相当する額とする。

10 広告主の届出義務

広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、西脇市図書館雑誌広告掲載中止・変更届（様式第2号）により、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、第1号に該当するときは、やむを得ない理由がある場合を除き、広告掲載をする日の3月前までに届け出なければならない。

(1) 広告の掲載を中止し、又は辞退するとき。

(2) 広告の内容を変更するとき。

(3) 広告を掲載する雑誌が休刊又は廃刊したとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、西脇市図書館雑誌有料広告掲載申込書又は提出資料等の内容に変更があったとき。

11 広告掲載の中止又は取消し

市長は、規程第8条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 前項第1号又は第3号の届出があったとき。

(2) 前号に定めるもののほか、広告掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消す必要があると認めたととき。

12 雑誌の所有権

広告主が購入費用を負担した雑誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。

13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月5日から施行する。